

- ① 原子力行政において、エネルギー基本計画、歴代経済産業大臣の御発言等にもある「地元」「立地自治体」「原子力発電所立地地域」また「原子力発電所立地地域等」とは、それぞれ具体的にどの自治体を指すのか定義、明示していただきたい。

つまり、「地元了解・合意・理解」を求める自治体を明示していただきたい。原子力発電所立地道県においては全市町村を含むのか否か、明示していただきたい。

- ② それぞれ原子力発電所立地自治体が結ぶいわゆる「安全協定」において法的位置付けはないと承知しています。また、「再稼働」については福井県におけるものが「運転再開の協議」という項目を設け、限定的な場合において「協議しなければならない」と記載されているのみであり、「合意」「認める」「了承」などという文言は含まれていないと承知しています。

原子力規制委員会が法によって認めた原子力発電所の稼働を、法に依拠しない、またそれぞれの安全協定にも触れられていない「地元合意」「地元了解」「理解」が制限している状況を国としてどのように考えるのか伺います。また、法による稼働許可がなされてから1年以上も経過してもなお稼働していない原子力発電所がある実態について、法治国家としてはどのように考えるのか伺います。

- ③ 再稼働など原子力政策の実施を電気事業者、国が道、県、立地市町村に求めるとき、現在、各道県知事による理解、合意の判断時期も意思表示の手法、根拠等も地域事情という名の下でそれぞればらばらです。新潟県においては全県市町村長との意見交換、全県下において公聴会と称するもの、また県民意識調査が進められています。柏崎刈羽原子力発電所から約180km離れた自治体も新潟県内にはあります。法的根拠のない「地元合意・理解」の範囲を実質原子力発電所立地道県単位とすることを新潟県が先導しているようにも見えますが、国のエネルギー、環境施策を考える上で課題はないのでしょうか、国の認識を伺います。

例えば、福井県内各原子力発電所から180kmといえば京都、大阪も含まれます。また、北海道泊原子力発電所から稚内市までは300km以上、根室市までは500km以上離れています。

- ④ いわゆる三法交付金制度において、原子力規制委員会の許可が下り、電気事業者により当該原子力発電所に燃料装荷がなされてから9か月経過後、稼働がなされない原子力発電所立地自治体の交付金が減らされるという制度があります。柏崎市も刈羽村も再稼働容認の姿勢を表明しているにもかかわらず、新潟県の判断が遅れているがゆえに立地自治体の交付金に影響が及ぶのは極めて理不尽であります。どのように考えるのか伺います。
- ⑤ 原子力防災という名の下で、非合理的な施策が展開され、あまつさえその財源の一部を電気事業者に負担させる計画があります。根拠のない寄附がステークホルダーの利益を毀損するという株主代表訴訟の可能性を含め、公益企業と呼ばれる電気事業者を監督する国の姿勢はこれでよろしいのか伺います。